

公立大学法人岐阜県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領(案)

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

平成23年2月4日 決定

平成30年7月9日 改正

令和2年1月 日 改正

1 趣旨

この要領は、「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」(平成30年7月9日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定)に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 事業年度評価の基本方針

- (1) 事業年度評価は、主として中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況（進捗状況）を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (2) 事業年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織及び業務全般の見直しや中期目標期間の評価の基礎になることに留意する。
- (3) 大学の教育研究等の質の向上に関する評価については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な実施状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。
- (4) 事業年度評価を行うに当たっては、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の点を考慮する。
 - ア 競争力を備えた魅力的な大学づくり、法人運営の活性化等を目指した特色ある取組を積極的に評価すること。
 - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価すること。
 - ウ 法人の更なる発展のため、必要に応じ、法人の自主的な中期計画の見直しの検討に資するものとすること。
 - エ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（又は生じるおそれがある）場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかになるようなものとすること。
 - オ その他法人を取り巻く諸事情

3 事業年度評価の実施方法

事業年度評価は、各事業年度における中期計画に定めた各項目の実施状況を調査・分析（項目別評価）するとともに、その結果等を踏まえ、当該事業年度における中期計画の実施状況全体について総合的な評定（全体評価）を行う。

(1) 項目別評価

ア 大学の教育研究等の質の向上に関する項目以外の項目

(ア) 業務実績報告

法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成22年岐阜県規則第47号）第8条第2項に規定する業務実績報告書に、中期計画の大項目に属する中期計画の小項目ごとの年度計画の実施状況を記載するとともに、当該大項目ごとの年度計画の実施状況全体について総括的に記載し、評価委員会へ提出する。

(イ) 法人による自己評価

法人は、実績報告を行う小項目のうち中期目標に対応する中期計画の大項目（次に掲げるもの。以下「自己評価対象大項目」という。）に属するものについては、実績報告と併せて、年度計画の実施状況について、次の4段階により自己評価を行う。

- ① 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置」
- ② 「財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置」
- ③ 「教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置」
- ④ 「その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置」

段階	説明	判断の目安
IV	年度計画を上回っている	計画の実施状況が100%超
III	おおむね年度計画どおり実施している	計画の実施状況が90%超100%以下
II	年度計画を下回っている	計画の実施状況が60%超90%以下
I	年度計画を大幅に下回っている	計画の実施状況が60%以下

注) 事業年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが（地方独立行政法人法第78条の2第3項）、中期計画を各事業年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、年度計画の実施状況を調査・分析することにより行うものとする。

また、年度計画の実施状況に係る特記事項として、自己評価対象大項目ごとに、次に掲げる事項を業務実績報告書の特記事項欄に自由に記載することができる。

- a 法人化のメリットを活用し、運営の活性化等を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- b 法人の置かれている状況を踏まえた、運営を円滑に進めるための様々な工夫
- c 前事業年度までの評価結果を踏まえた改善に向けた取組
- d 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- e 中期目標の達成に向けて支障が生じている（又は生じるおそれがある）場合には、

その状況、理由（外的要因を含む。）

f 評価結果の反映状況

g その他法人が報告すべきと判断した事項

(イ) 評価委員会による検証・確認

a 検証（自己評価対象大項目に属する項目）

評価委員会は、自己評価対象大項目に属するものについて、「中期目標の達成に向かた中期計画が、各事業年度において順調に進捗しているかどうか」との観点から、中期計画の小項目ごとに、法人による自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の検証結果が異なる場合は、その理由等を示す。

また、小項目ごとの検証結果を自己評価対象大項目ごとに集計するとともに、検証結果の概要を示す。

b 確認（自己評価対象大項目に属するもの以外の項目）

評価委員会は、自己評価対象大項目に属するもの以外の大項目（大学の教育研究等の質の向上に関する項目を除く。）について、業務実績報告書に記載された年度計画の実施状況等を確認し、総合的な評定を行う上での参考事項とする。

イ 大学の教育研究等の質の向上に関する項目

(ア) 法人による自己評価

法人は、業務実績報告書において、中期計画の小項目ごとの年度計画の外形的な実施状況等を簡潔に記載する。

また、特記事項として、次に掲げる事項を業務実績報告書の特記事項欄に自由に記載することができる。

a 競争力を備えた魅力的な大学づくり等を目指した教育研究活動面における特色ある取組

b 法人の置かれている状況を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫

c 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

d 中期目標の達成に向けて支障が生じている（又は生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む。）

e 評価委員会における意見の反映状況

f その他法人が報告すべきと判断した事項

(イ) 評価委員会による確認

評価委員会は、業務実績報告書に記載された年度計画の実施状況等を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付すとともに、総合的な評定を行う上での参考事項とする。

(2) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の実施状況全体について、次の5段階により総合的な評定を行うとともに、記述式で総括的な評価を行う。

段階	説明
S	中期目標の達成に向けて特筆すべき実施状況にある（特記事項の内容等を勘案し、評価委員会が特に認める場合）
A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
B	中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
C	中期目標の達成のためにはやや遅れている
D	中期目標の達成のためには重大な遅れがある

4 事業年度評価のスケジュール

6月30日	業務実績報告書の提出期限
7月上旬～中旬	評価委員会の開催 ○業務実績報告書の説明及び法人へのヒアリング ○業務実績報告書の調査・分析（検証）
8月上旬～中旬	評価委員会の開催 ○評価結果（案）の決定
8月中旬～下旬	評価結果（案）に対する法人からの意見申出 評価結果の決定及び法人への通知 通知事項の知事への報告及び公表

5 評価結果

(1) 評価結果の通知

評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。

(2) 改善等勧告

評価委員会は、事業年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対し業務運営の改善その他の勧告を行うことができる。

(3) 評価結果の知事への報告及び公表

評価委員会は、評価結果（改善等勧告をした場合には、評価結果及び勧告の内容）を知事に報告するとともに、公表する。

6 その他

この要領は、法人を取り巻く諸事情や事業年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ見直し・改善を行う。

公立大学法人岐阜県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領

新旧対照表

新	旧
岐阜県地方独立行政法人評価委員会 平成23年2月4日 決定 平成30年7月9日 改正 <u>令和2年1月 日 改正</u>	岐阜県地方独立行政法人評価委員会 平成23年2月4日 決定 平成30年7月9日 改正
1 趣旨 この要領は、「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成30年7月9日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定）に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）の実施に關し必要な事項を定める。	1 趣旨 この要領は、「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成22年9月3日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定）に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）の実施に關し必要な事項を定める。
1から4まで 略	1から4まで 略
5 評価結果 (1) <u>評価結果の通知</u> <u>評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。</u> (2) <u>改善等勧告</u> <u>評価委員会は、事業年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行うことができる。</u> (3) <u>評価結果の知事への報告及び公表</u> <u>評価委員会は、評価結果（改善等勧告をした場合には、評価結果及び勧告の内容）を知事に報告するとともに、公表する。</u>	5 法人への勧告等 評価委員会は、事業年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対して、地方独立行政法人法第78条の2第4項の規定による業務運営の改善その他の勧告をするものとする。
6 略	6 略